

青少年が安全に安心してインターネットを利用
できる環境の整備等に関する法律
関係法令条文解説

平成 21 年 3 月
内閣府
総務省
経済産業省

第一章 総則

(定義)

第二条 この法律において「青少年」とは、十八歳に満たない者をいう。

- 2 この法律において「保護者」とは、親権を行う者若しくは後見人又はこれらに準ずる者をいう。
- 3 この法律において「青少年有害情報」とは、インターネットを利用して公衆の閲覧（視聴を含む。以下同じ。）に供されている情報であって青少年の健全な成長を著しく阻害するものをいう。
- 4 前項の青少年有害情報を例示すると、次のとおりである。
 - 一 犯罪若しくは刑罰法令に触れる行為を直接的かつ明示的に請け負い、仲介し、若しくは誘引し、又は自殺を直接的かつ明示的に誘引する情報
 - 二 人の性行為又は性器等のわいせつな描写その他の著しく性欲を興奮させ又は刺激する情報
 - 三 殺人、処刑、虐待等の場面の陰惨な描写その他の著しく残虐な内容の情報
- 5 この法律において「インターネット接続役務」とは、インターネットへの接続を可能とする電気通信役務（電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二条第三号に規定する電気通信役務をいう。以下同じ。）をいう。
- 6 この法律において「インターネット接続役務提供事業者」とは、インターネット接続役務を提供する電気通信事業者（電気通信事業法第二条第五号に規定する電気通信事業者をいう。以下同じ。）をいう。
- 7 この法律において「携帯電話インターネット接続役務」とは、携帯電話端末又はPHS端末からのインターネットへの接続を可能とする電気通信役務であって青少年がこれを利用して青少年有害情報の閲覧をする可能性が高いものとして政令で定めるものをいう。
- 8 この法律において「携帯電話インターネット接続役務提供事業者」とは、携帯電話インターネット接続役務を提供する電気通信事業者をいう。
- 9 この法律において「青少年有害情報フィルタリングソフトウェア」とは、インターネットを利用して公衆の閲覧に供されている情報を一定の基準に基づき選別した上インターネットを利用する者の青少年有害情報の閲覧を制限するためのプログラム（電子計算機に対する指令であって、一の結果を得ることができるよう組み合わされたものをいう。）をいう。
- 10 この法律において「青少年有害情報フィルタリングサービス」とは、インターネットを利用して公衆の閲覧に供されている情報を一定の基準に基づき選別した上インターネットを利用する者の青少年有害情報の閲覧を制限するための役務又は青少年有害情報フィルタリングソフトウェアによって青少年有害情報の閲覧を制限するために必要な情報を当該青少年有害情報フィルタリングソフトウェアを作動させる者に対してイ

ンターネットにより継続的に提供する役務をいう。

11 この法律において「特定サーバー管理者」とは、インターネットを利用した公衆による情報の閲覧の用に供されるサーバー（以下「特定サーバー」という。）を用いて、他人の求めに応じ情報をインターネットを利用して公衆による閲覧ができる状態に置き、これに閲覧をさせる役務を提供する者をいう。

12 この法律において「発信」とは、特定サーバーに、インターネットを利用して公衆による閲覧ができるように情報を入力することをいう。

第2条の趣旨

本条は、本法の基本的な用語である「青少年」、「保護者」、「青少年有害情報」、「インターネット接続役務」、「インターネット接続役務提供事業者」、「携帯電話インターネット接続役務」、「携帯電話インターネット接続役務提供事業者」、「青少年有害情報フィルタリングソフトウェア」、「青少年有害情報フィルタリングサービス」の意義を定め、本法の適用対象・適用範囲を明らかにするものである。

第2条の解説

一 「青少年」(第1項)

本項は「青少年」を「十八歳に満たない者」と定義する。

二 「保護者」(第2項)

1 本法は「保護者」に対しても一定の責務・義務を課すものであることから、本項は、「保護者」を親権者、後見人又はこれらに準ずる者と定義する。

2 「これらに準ずる者」とは、親権者・後見人不在の場合に青少年を実質的に監護・養育している者などを指す。

三 「青少年有害情報」(第3項)

1 本項は、本法の適用対象である「青少年有害情報」を定義するものであり、「インターネットを利用して公衆の閲覧に供されている情報」であること及び「青少年の健全な成長を著しく阻害するもの」であることをその要件とする。

2 ただし、本法は、表現の自由に配慮するため、国は民間の自主的かつ主体的な取組を尊重することとしており(第3条第3項)「青少年有害情報」について行政権限を発動する規定はなく、政府や主務官庁が個別にその該当性を判断することはない。

したがって、具体的にどのような情報が「青少年有害情報」に該当するか判断するのは、あくまで関係事業者、保護者等の民間の主体であり、本項の定義も、規制対象たる「青少年有害情報」の範囲を画定する具体的な

基準を示すことをねらいとするものではなく、民間の主体に基本的な指針を示そうとするものにすぎない。「青少年有害情報」の範囲を画定する具体的な基準の策定は、そうした民間の主体の自主的・自律的な取組に委ねられることとなる。

四 「青少年有害情報」の例示（第4項）

- 1 本項に規定される例示は、現在の携帯電話フィルタリングサービスにおいても概ねアクセス制限の対象となっており、国民的な合意が得られると考えられる青少年有害情報の典型的類型を特に示したものである。

以下の各号はあくまで例示にとどまり、具体的にどのような情報が青少年有害情報に該当するかについての個別の判断やその基準策定は、関係事業者や保護者などの関係者に委ねられる。

2 各例示

「犯罪若しくは刑罰法令に触れる行為を直接的かつ明示的に請け負い、仲介し、若しくは誘引し、又は自殺を直接的かつ明示的に誘引する情報」（第1号）

ア 「直接的かつ明示的に」は、インターネット上における犯罪等に関する情報の流通が過度に閲覧防止措置などの対象とならないよう、限定を付す趣旨である。

イ 本号に当たる情報は、刑法の教唆・幫助罪等に該当しうるほか、売春防止法やインターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律など個別の法令における刑罰法令に触れる行為の周旋・勧誘に関わる罰則に抵触する違法な情報も包含するものである。

個別情報が違法なものである場合について、本法においては有害情報の場合と異なった特段の規定は設けられてはいないため、これを違法とする各法令に従って適宜対応されるべきこととなる。

< 参考 >

・「売春防止法」（昭和31年法律第118号）

（勧誘等）

第五条 売春をする目的で、次の各号の一に該当する行為をした者は、六月以下の懲役又は一万円以下の罰金に処する。

三 公衆の目にふれるような方法で客待ちをし、又は広告その他これに類似する方法により人を売春の相手方となるように誘引すること。

（周旋等）

第六条

2 売春の周旋をする目的で、次の各号の一に該当する行為をした者の処罰も、前項と同様とする。

三 広告その他これに類似する方法により人を売春の相手方となるように誘

引すること。

・「インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律」(平成15年法律第83号)

第六条 何人も、インターネット異性紹介事業を利用して、次に掲げる行為をしてはならない。

一 児童を性交等(性交若しくは性交類似行為をし、又は自己の性的好奇心を満たす目的で、他人の性器等(性器、肛門又は乳首をいう。以下同じ。)を触り、若しくは他人に自己の性器等を触らせることをいう。以下同じ。)の相手方となるように誘引すること。

二 人(児童を除く。)を児童との性交等の相手方となるように誘引すること。

三・四 (略)

(参考)

児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律(平成11年法律第52号)

(定義)

第二条 この法律において「児童」とは、十八歳に満たない者をいう。

2 この法律において「児童買春」とは、次の各号に掲げる者に対し、対償を供与し、又はその供与の約束をして、当該児童に対し、性交等(性交若しくは性交類似行為をし、又は自己の性的好奇心を満たす目的で、児童の性器等(性器、肛門又は乳首をいう。以下同じ。)を触り、若しくは児童に自己の性器等を触らせることをいう。以下同じ。)をすることをいう。

一 児童

二 児童に対する性交等の周旋をした者

三 児童の保護者(親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童を現に監護するものをいう。以下同じ。)又は児童をその支配下に置いている者

3 (略)

(児童買春)

第四条 児童買春をした者は、五年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

「人の性行為又は性器等のわいせつな描写その他の著しく性欲を興奮させ又は刺激する情報」(第2号)

ア 「わいせつな」との部分、「人の性行為又は性器等」を描写するだけで当然に「青少年有害情報」に当たることとならないように付された限定である。

イ また、「著しく」と的部分は、上記と同様の趣旨から限定を付したも

のである。

ウ なお、本号に当たる情報が最高裁判所の定義する「わいせつ」や「児童ポルノ」に当たる場合には、わいせつ凶画公然陳列罪（刑法第 175 条）や児童ポルノ公然陳列罪（児童ポルノ禁止法第 7 条第 4 項）を構成するものとして処断されることとなる。

<参考> 最高裁判所における「わいせつ」の定義・判断基準

・チャタレー事件最高裁判決（最大判昭和 32 年 3 月 13 日）

猥褻文書とは、「徒らに性欲を興奮又は刺激せしめ、且つ普通人の正常な性的羞恥心を害し、善良な性的道義観念に反するものをいう」。

・「四畳半襖の下張」事件最高裁判決（最判昭和 55 年 11 月 28 日）

「文書のわいせつ性の判断にあたっては、当該文書の性に関する露骨で詳細な描写叙述の程度とその手法、右描写叙述の文書全体に占める比重、文書に表現された思想等と右描写叙述との関連性、文書の構成や展開、さらには芸術性・思想性等による性的刺激の緩和の程度、これらの観点から該文書を全体として見たときに、主として、読者の好色的興味にうつたえるものと認められるか否かなどの諸点を検討することが必要であり、これらの事情を総合し、その時代の健全な社会通念に照らして、それが『徒らに性欲を興奮又は刺激せしめ、かつ、普通人の正常な性的羞恥心を害し、善良な性的道義観念に反するもの』……といえるか否かを決すべきである。」

<参考> 刑法・児童ポルノ禁止法の規定

・刑法（明治 40 年法律第 45 号）

（わいせつ物頒布等）

第 175 条 わいせつな文書、凶画その他の物を頒布し、販売し、又は公然と陳列した者は、2 年以下の懲役又は 250 万円以下の罰金若しくは科料に処する。販売の目的でこれらの物を所持した者も、同様とする。

・児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律（平成 11 年法律第 52 号）

（児童ポルノ提供等）

第七条

4 児童ポルノを不特定若しくは多数の者に提供し、又は公然と陳列した者は、五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。電気通信回線を通じて第二条第三項各号のいずれかに掲げる児童の姿態を視覚により認識することができる方法により描写した情報を記録した電磁的記録その他の記録を不特定又は多数の者に提供した者も、同様とする。

「殺人、処刑、虐待等の場面の陰惨な描写その他の著しく残虐な内容の情報」(第 3 号)

ア 「陰惨」や「著しく」とは、殺人等の事実を描写する情報が当然に「青少年有害情報」に該当することとならないように付された限定で

ある。

五 「インターネット接続役務」(第5項)

「インターネット接続役務」は、「インターネット接続役務提供事業者」の範囲を画定する(第6項)など、本法の基本的な用語であるため、本項において定義されている。

「インターネットへの接続を可能とする電気通信役務」は、インターネット接続そのものを利用可能とする電気通信サービスをいい、単に電気通信回線を利用可能とする電気通信サービスは対象とならない。(cf.ダイヤルアップ接続によるインターネット接続サービスは対象となるが、その前提として必要となる、音声電話を提供するサービスは対象とならない。)

<参考> 電気通信事業法(昭和59年法律第86号)

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 電気通信 有線、無線その他の電磁的方式により、符号、音響又は影像を送り、伝え、又は受けることをいう。
- 二 電気通信設備 電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電氣的設備をいう。
- 三 電気通信役務 電気通信設備を用いて他人の通信を媒介し、その他電気通信設備を他人の通信の用に供することをいう。

六 「インターネット接続役務提供事業者」(第6項)

「インターネット接続役務提供事業者」は、「インターネット接続役務提供事業者」の義務(第18条)を負う主体の範囲を画定するなど、本法の基本的な用語であるため、本項において定義されている。

<参考> 電気通信事業法(昭和59年法律第86号)

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 四 電気通信事業 電気通信役務を他人の需要に応ずるために提供する事業(放送法(昭和二十五年法律第百三十二号)第五十二条の十第一項に規定する受託放送役務、有線ラジオ放送業務の運用の規正に関する法律(昭和二十六年法律第百三十五号)第二条に規定する有線ラジオ放送、有線放送電話に関する法律(昭和三十三年法律第百五十二号)第二条第一項に規定する有線放送電話役務、有線テレビジョン放送法(昭和四十七年法律第百十四号)第二条第一項に規定する有線テレビジョン放送及び同法第九条の規定による有線テレビジョン放送施設の使用の承諾に係る事業を除く。)をいう。
- 五 電気通信事業者 電気通信事業を営むことについて、第九条の登録を受け

た者及び第十六条第一項の規定による届出をした者をいう。

七 「携帯電話インターネット接続役務」(第7項)

1 「携帯電話インターネット接続役務」は、「携帯電話インターネット接続役務提供事業者」の範囲を画定するなど、本法の基本的な用語であるため、本項において定義されている。

2 本項では、「携帯電話端末又はPHS端末からのインターネットへの接続を可能とする電気通信役務」であること及び「青少年がこれを利用して青少年有害情報の閲覧をする可能性が高いものとして政令で定めるもの」が「携帯電話インターネット接続役務」の要件とされている。

携帯電話端末・PHS端末は、通常、無線を用いた持ち運び可能な小型電話機を指すが、ここでは携帯電話インターネット接続役務が利用可能なものと規定されており、通話機能に限定されないものが想定されている。

を要件とした趣旨は、青少年が青少年有害情報を閲覧する可能性が低いものまで第17条の青少年へのフィルタリングサービスの提供義務の対象とすることは、過度の規制となるおそれがあることから、必要性が高い範囲に限定するものである。

また、につき本法において具体的に規定するのではなく、政令に委任した趣旨は、携帯電話端末等を介したインターネット接続サービスに関する技術や青少年の利用実態はその変動の速度が非常に速いと考えられることから、法律で具体的に規定することはなじまないためである。

3 なお、携帯用ゲーム機、携帯用音楽プレーヤーなどの、携帯電話端末又はPHS端末以外のモバイル端末やパーソナルコンピュータなどを使用したインターネットに接続する役務は、「携帯電話インターネット接続役務」には該当せず第17条の適用はないが、「インターネット接続役務」として第18条の適用があるほか、インターネットに接続する機器については第19条の適用がある。

八 「携帯電話インターネット接続役務提供事業者」(第8項)

「携帯電話インターネット接続役務提供事業者」は「携帯電話インターネット接続役務提供事業者」の義務(第17条)を負う主体の範囲を画定するなど、本法の基本的な用語であるため、本項において定義されている。

九 「青少年有害情報フィルタリングソフトウェア」(第9項)

「青少年有害情報フィルタリングソフトウェア」は、インターネット接続業者等の義務内容を画定する(第18条等)など、本法の基本的な用語であるため、本項において定義されている。

十 「青少年有害情報フィルタリングサービス」(第10項)

1 「青少年有害情報フィルタリングサービス」は、インターネット接続業者等の義務内容を画定する(第17条、第18条等)など、本法の基本的な

用語であるため、本項において定義されている。

- 2 「インターネットを利用して公衆の閲覧に供されている情報を一定の基準に基づき選別した上インターネットを利用する者の青少年有害情報の閲覧を制限するための役務」とは、インターネット接続役務提供事業者などが提供する青少年有害情報の閲覧を制限するサービスを指す。
- 3 「青少年有害情報フィルタリングソフトウェアによって青少年有害情報の閲覧を制限するために必要な情報を当該青少年有害情報フィルタリングソフトウェアを作動させる者に対してインターネットにより継続的に提供する役務」とは、各サイトのレーティング情報などフィルタリングソフトウェアの作動に必要な情報を、当該フィルタリングソフトウェアを利用している利用者に提供するサービスなどを指す。

十一 「特定サーバー管理者」(第 11 項)

- 1 「特定サーバー管理者」は、特定サーバー管理者としての義務(第 21 条ないし第 23 条など)を負う主体の範囲を画定するなど、本法の基本的な用語であるため、本項において定義されている。
- 2 「特定サーバー管理者」は、営利を目的とすることを要件としておらず、官公庁、企業、大学等が、特定サーバーを設置して使用させている場合についても対象となる。

具体的には、ウェブホスティング等を行ったり、第三者が自由に書き込みのできる電子掲示板を運用したりしている者であれば、該当しうるものである。

十二 「発信」(第 12 項)

「発信」は、特定サーバー管理者が青少年閲覧防止措置をとる努力義務を負う場合を画定する(第 21 条)など、本法の基本的な用語であるため、本項において定義されている。

青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律施行令

(携帯電話インターネット接続役務)

第一条 青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律(以下「法」という。)第二条第七項の政令で定めるものは、インターネットを利用して公衆の閲覧(視聴を含む。以下同じ。)に供されている情報を、専ら携帯電話端末又はPHS端末に組み込まれたブラウザ(インターネットを利用して公衆の閲覧に供されている情報をその利用者の選択に応じ閲覧するためのプログラム(電子計算機に対する指令であって、一の結果を得ることができるように組み合わせられたものをいう。)をいう。第三条において同じ。)を用いることにより閲覧することを可能とするために提供される電気通信役務(電気通信事業法(昭和五十九年法律第八十六号)第二条第三号に規定する電気通信役務をいう。)とする。ただし、法人その他の団体又は事業として若しくは事業のために契約の当事者となる場合における個人に対してのみ提供されるものを除く。

施行令第1条の解説

- 一 「専ら携帯電話端末又はPHS端末に組み込まれたブラウザ(インターネットを利用して公衆の閲覧に供されている情報をその利用者の選択に応じ閲覧するためのプログラム(電子計算機に対する指令であって、一の結果を得ることができるように組み合わせられたものをいう。)をいう。)を用いることにより閲覧することを可能とするために提供される電気通信役務」
 - 1 「携帯電話インターネット接続役務」は、携帯電話端末等のブラウザを用いてインターネットの閲覧を可能とするために提供される電気通信役務であることを要件とすることを規定されている。具体的には、携帯電話端末又はPHS端末(以下「携帯電話端末等」という。)を通じてインターネットに接続する際、最も一般的な利用形態である、携帯電話・PHS事業者自らが提供する「iモード」(NTTドコモ)、「EZ web」(KDDI)及びYahoo!ケータイ(ソフトバンクモバイル)等により、利用者が携帯電話端末等からインターネット上の情報を閲覧する場合が該当する。
 - 2 いわゆるスマートフォンのような高機能携帯電話端末等において、公衆無線LANを用いたインターネット接続を利用することも想定されるが、公衆無線LANは、携帯電話端末等以外にも利用されるものであるため、該当しない。
 - 3 なお、公衆無線LANを用いたインターネット接続及びノートパソコンなどに携帯電話端末等を接続して行うインターネット接続は、法第17条の対象となる携帯電話インターネット接続役務ではなくとも、法第18条の対象となるインターネット接続役務には該当するほか、インターネット接続機器については、携帯電話端末等を除いては、パーソナルコンピュータなどの機器メーカーにかかる法第19条の義務の対象となっている。

二 「法人その他の団体又は事業として若しくは事業のために契約の当事者となる場合における個人に対してのみ提供されるものを除く」

表計算ソフト等を実装した高機能な携帯電話端末等につき一般企業や団体等向けのインターネット接続役務が提供されているが、こうした役務は、専ら法人等が事業のための利用を目的とするものであり、そもそも青少年による利用を想定しているものではないため、携帯電話インターネット接続役務とはならないことを規定している。

(基本理念)

第三条 青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするための施策は、青少年自らが、主体的に情報通信機器を使い、インターネットにおいて流通する情報を適切に取捨選択して利用するとともに、適切にインターネットによる情報発信を行う能力(以下「インターネットを適切に活用する能力」という。)を習得することを旨として行われなければならない。

2 青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備に関する施策の推進は、青少年有害情報フィルタリングソフトウェアの性能の向上及び利用の普及、青少年のインターネットの利用に係る事業を行う者による青少年が青少年有害情報の閲覧をすることを防止するための措置等により、青少年がインターネットを利用して青少年有害情報の閲覧をする機会をできるだけ少なくすることを旨として行われなければならない。

3 青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備に関する施策の推進は、自由な表現活動の重要性及び多様な主体が世界に向け多様な表現活動を行うことができるインターネットの特性に配慮し、民間における自主的かつ主体的な取組が大きな役割を担い、国及び地方公共団体はこれを尊重することを旨として行われなければならない。

第3条の趣旨

本条は、本法の基本理念を定めるものである。

本条に規定される基本理念は、第4条において国及び地方公共団体の責務に反映され、以て青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするための施策全体に反映されることとなる。

第3条の解説

一 青少年が「インターネットを適切に活用する能力」を習得することを旨とすること(第1項)

1 本項は、「青少年が安全に安心してインターネットを利用できるように」という本法の目的を実現するためには、「青少年がインターネットを利用して青少年有害情報の閲覧をする機会をできるだけ少なくする」(第2項)だけではなく、情報メディアリテラシー教育などを通じて、青少年が「インターネットを適切に活用する能力」を習得する必要があるとの観点から、これを第一の理念としたものである。

2 本項に対応する具体的な施策は、第3章(インターネットの適切な利用に関する教育及び啓発活動の推進等)に挙げられている諸々の施策などで

ある。

二 青少年がインターネットを利用して青少年有害情報の閲覧をする機会をできるだけ少なくすることを旨とすること（第2項）

1 本項は、インターネット上において、犯罪、自殺及びいじめ等の青少年の健全な成長を著しく阻害する青少年有害情報が多く流通し、それによる青少年の被害が絶えないという本法制定の背景にかんがみ、青少年がかかる情報の閲覧をする機会をできるだけ少なくすることが喫緊の課題であるとの観点から、これを第二の理念としたものである。

2 本項に対応する具体的な施策は、第4章（青少年有害情報フィルタリングサービスの提供義務等）に挙げられている諸々の政策などである。

三 民間における自主的かつ主体的な取組が大きな役割を担い、国及び地方公共団体はこれを尊重することを旨とすること（第3項）

携帯電話事業者の18歳未満の携帯電話の利用者に対するフィルタリングの原則適用、フィルタリングの精度向上とIT啓発教育を目指した第三者機関（たとえば、モバイルコンテンツ審査・運用監視機構）の設立など、民間における主体的・自律的な取組がすでに本格化し始めている。そこで、本項は、こうした民間の取組を阻害することなくさらに順調に発展させるため、また、インターネットを利用した表現の自由に配慮して、国の関与は最小限にとどめ、民間主導の取組を支援するとの観点から、これを第三の理念としたものである。

(国及び地方公共団体の責務)

第四条 国及び地方公共団体は、前条の基本理念にのっとり、青少年が安全に安心してインターネットを利用することができるようにするための施策を策定し、及び実施する責務を有する。

第4条の趣旨

本条は、青少年が安全に安心してインターネットを利用することができるよう環境を整備するにあたっては国及び地方公共団体が重要な役割を果たすことが欠かせないことにかんがみ、国及び地方公共団体の責務を規定するものである。

第4条の趣旨

一 「前条の基本理念にのっとり」

この部分は、青少年が安全に安心してインターネットを利用することができるようにするための施策を国及び地方公共団体が策定・実施する際には、第3条に規定されている「基本理念」を基準とし、その趣旨に従うことを意味する。これにより、国及び地方公共団体の施策を通じて、青少年が安全に安心してインターネットを利用することができるようにするための施策全体に第3条の基本理念が反映されることとなる。

二 「責務」

本条に定められる「責務」は、第7条(連携協力体制の整備)、第12条(基本計画)、第13条(インターネットの適切な利用に関する教育の推進等)、第14条(家庭における青少年有害情報フィルタリングソフトウェアの利用の普及)、第15条(インターネットの適切な利用に関する広報啓発)、第30条(インターネットの適切な利用に関する活動を行う民間団体等の支援)等に具体化されている。

(関係事業者の責務)

第五条 青少年のインターネットの利用に関係する事業を行う者は、その事業の特性に応じ、青少年がインターネットを利用して青少年有害情報の閲覧をする機会をできるだけ少なくするための措置を講ずるとともに、青少年のインターネットを適切に活用する能力の習得に資するための措置を講ずるよう努めるものとする。

第5条の趣旨

本条は、青少年が安全に安心してインターネットを利用することができる環境を整備するにあたっては、関係事業者の果たすべき役割も重要であることにかんがみ、関係事業者の責務を規定するものである。

第5条の解説

一 「青少年のインターネットの利用に関係する事業を行う者」

「青少年のインターネットの利用に関係する事業を行う者」とは、具体的には、「インターネット接続役務提供事業者」(第2条第6項)、「携帯電話インターネット接続役務提供事業者」(第2条第8項)、サーバー管理を事業として行っている場合の「特定サーバー管理者」(第2条第11項)、「インターネットと接続する機能を有する機器の製造事業者」(第19条)そして「青少年有害情報フィルタリングソフトウェア開発事業者等」(第20条)などを含むものと解される。

二 「その事業の特性に応じ」

この部分は、「青少年のインターネットの利用に関係する事業を行う者」には、上記のように種々の事業者が含まれることから、その責務も画一的なものではなく、事業特性に応じたものであることを示すものである。

三 「青少年がインターネットを利用して青少年有害情報の閲覧をする機会をできるだけ少なくするための措置を講ずるとともに、青少年のインターネットを適切に活用する能力の習得に資するための措置を講ずるよう」

1 本法に規定される「青少年がインターネットを利用して青少年有害情報の閲覧をする機会をできるだけ少なくするための措置」としては、具体的には、携帯電話インターネット接続役務提供事業者の青少年有害情報フィルタリングサービスの提供義務(第17条)、インターネット接続役務提供事業者の義務(第18条)、インターネットと接続する機能を有する機器の製造業者の義務(第19条)、青少年有害情報フィルタリングソフトウェア開発事業者等の努力義務(第20条)、青少年有害情報の発信が行われた場合における特定サーバー管理者の努力義務(第21条)、青少年有害情報に

- ついでに国民からの連絡の受付体制の整備（第 22 条）などが挙げられる。
- 2 本法に規定される「青少年のインターネットを適切に活用する能力の習得に資するための措置」としては、具体的には、関係者の努力義務（第 16 条）などが挙げられる。

四 「努めるものとする」

関係事業者には種々の事業者が含まれ、また期待される義務も多岐にわたること、及び法により直接的に義務を課すことは適当ではないと考えられたことから、努力義務にとどめられている。

(保護者の責務)

第六条 保護者は、インターネットにおいて青少年有害情報が多く流通していることを認識し、自らの教育方針及び青少年の発達段階に応じ、その保護する青少年について、インターネットの利用の状況を適切に把握するとともに、青少年有害情報フィルタリングソフトウェアの利用その他の方法によりインターネットの利用を適切に管理し、及びその青少年のインターネットを適切に活用する能力の習得の促進に努めるものとする。

2 保護者は、携帯電話端末及びP H S 端末からのインターネットの利用が不適切に行われた場合には、青少年の売春、犯罪の被害、いじめ等様々な問題が生じることに特に留意するものとする。

第6条の趣旨

本条は、青少年が安全に安心してインターネットを利用することができる環境を整備するにあたっては、当該青少年を家庭において監護・養育する保護者の果たすべき役割も重要であることにかんがみ、保護者の責務を規定するものである。

第6条の解説

一 保護者の責務（第一項）

1 「保護者は、インターネットにおいて青少年有害情報が多く流通していることを認識し、自らの教育方針及び青少年の発達段階に応じ」

ア 青少年の有害情報の閲覧を制限するか否か、制限するとしてその有害情報の範囲はどの程度のものか、また、青少年がインターネットを適切に活用する能力をどの程度必要としているか、また、どのように習得させるのが当該青少年にとって適切かなどの事項は、青少年の置かれている環境やその発達段階に応じて様々であると考えられる。かかる事項について、もっとも適切な判断を下さなければならないのは、青少年を直接監護・養育する立場にある保護者であり、また、保護者には自らの教育方針に基づき、それらの事項につき決定する権利があると考えられる。

そこで、本項のこの部分は、保護者に課される責務が画一的なものではなく、保護者の教育方針や青少年の発達段階に応じて柔軟に解されるべきものであることを示す。

イ ただし、これらの事項に関する判断は、本法制定の背景となった青少年有害情報の氾濫を十分に認識した上でなされるべきものであることも、本項のこの部分は合わせ示している。

2 「その保護する青少年について、インターネットの利用の状況を適切に

把握するとともに、」

本項のこの部分は、青少年が安全に安心してインターネットを利用することができる環境を整備するにあたって保護者がその責務を果たす際には、青少年のインターネット利用状況の適切な把握が出発点となることを示す。

3 「青少年有害情報フィルタリングソフトウェアの利用その他の方法によりインターネットの利用を適切に管理し、及びその青少年のインターネットを適切に活用する能力の習得の促進に努めるものとする。」

ア この部分は、保護者が負う責務の内容を定めている。

イ 公的施策の主体である国及び地方公共団体には、青少年が安全に安心してインターネットを利用することができるようにするための施策を策定・実施が義務付けられているのに対し、保護者が置かれている状況は多種多様なものがありうることから、努力義務にとどめられている。

二 留意事項（第二項）

上述したように（一イ）、保護者の判断は青少年有害情報の氾濫を十分に認識した上でなされるべきであるが、本項は、青少年は携帯電話端末及びPHS端末を通じてインターネットに接続し、そこから青少年有害情報に触れることが多い現状にかんがみ、特にかかる現状につき保護者の注意を喚起するものである。

第三章 インターネットの適切な利用に関する教育及び啓発活動の推進等

(関係者の努力義務)

第十六条 青少年のインターネットの利用に係る事業を行う者その他の関係者は、その事業等の特性に応じ、インターネットを利用する際における青少年のインターネットを適切に活用する能力の習得のための学習の機会の提供、青少年有害情報フィルタリングソフトウェアの利用の普及のための活動その他の啓発活動を行うよう努めるものとする。

第16条の趣旨

本条は、関係事業者その他の関係者に対して、インターネットの適切な利用に関する啓発活動を行う努力義務を課すものである。

第16条の趣旨

一 「その他の関係者」

「青少年のインターネットの利用に係る事業を行う者」以外の関係者としては、具体的には、保護者や教師等が考えられる。

二 「その事業等の特性に応じ」

関係者には、種々の事業者やそれ以外の多種多様な者が含まれることから、本号は、その義務も画一的なものではなく、それぞれの地位に応じて柔軟に解されるべきものであることを示す。

三 「努めるものとする」

インターネットの適切な利用に関する教育及び啓発活動の推進等に関して、公的施策の主体である国及び地方公共団体には、施策や啓発行動を行う義務が課されるのに対し、関係者は民間の主体であり、多種多様な者が含まれることから、努力義務にとどめられた。

第四章 青少年有害情報フィルタリングサービスの提供義務等

(携帯電話インターネット接続役務提供事業者の青少年有害情報フィルタリングサービスの提供義務)

第十七条 携帯電話インターネット接続役務提供事業者は、携帯電話インターネット接続役務を提供する契約の相手方又は携帯電話端末若しくはPHS端末の利用者が青少年である場合には、青少年有害情報フィルタリングサービスの利用を条件として、携帯電話インターネット接続役務を提供しなければならない。ただし、その青少年の保護者が、青少年有害情報フィルタリングサービスを利用しない旨の申出をした場合は、この限りでない。

2 携帯電話端末又はPHS端末をその保護する青少年に使用させるために携帯電話インターネット接続役務の提供を受ける契約を締結しようとする保護者は、当該契約の締結に当たり、携帯電話インターネット接続役務提供事業者に対しその旨を申し出なければならない。

第17条の趣旨

本条は、携帯電話インターネット接続役務提供事業者に対し、その役務を提供する契約の相手方又は携帯電話端末等の利用者が青少年である場合に、原則として、青少年有害情報フィルタリングサービスの利用を、その役務の提供の条件とする義務を課すとともに、保護者に対し、青少年に使用させるために携帯電話インターネット接続役務を締結する場合にはその旨を申告する義務を課すものである。

第17条の解説

一 携帯電話インターネット接続役務提供事業者の義務(第1項)

1 本項は、青少年が携帯電話端末やPHS端末を通じて青少年有害情報を閲覧する可能性が高いことにかんがみ、携帯電話インターネット接続役務を提供する契約の相手方である場合及び携帯電話端末やPHS端末の利用者が青少年である場合には、青少年有害情報フィルタリングサービスの利用を条件として、携帯電話インターネット接続役務を提供しなければならないとするものである(本文)。

2 ただし、当該青少年に青少年有害情報フィルタリングサービスを利用させる必要があるか否かについては、最終的には、青少年を直接監護・養育

する立場にある保護者がそれぞれの教育方針及び青少年の発達段階に応じて判断するのが適当であると考えられることから、当該青少年の保護者が、青少年有害情報フィルタリングサービスを利用しない旨の申出をした場合には、提供しなくてもよいこととされている（但書）。

- 3 文言上、本項の義務は、携帯電話インターネット接続役務を提供する契約が本法施行後に締結された場合だけでなく、本法施行前に締結された場合にも適用される。したがって、契約の相手方が青少年であることや携帯電話端末・PHS端末の利用者が青少年であることが携帯電話インターネット接続役務提供事業者に判明している場合には、青少年有害情報フィルタリングサービスを利用しない旨の保護者の申出がない限り、当該事業者は当該役務の提供にあたっては青少年有害情報フィルタリングサービスを提供しなければならない。

しかしながら、本法施行前にすでに保護者から青少年有害情報フィルタリングサービスを利用しない旨が申告されている場合にまで提供することは、保護者の意思に反するとともに、不要な負担を課すことにつながるから、経過措置を設けることが必要となる（附則第2条参照）。

二 保護者の義務（第2項）

本項は、携帯電話インターネット接続役務提供事業者が携帯電話端末等の使用者が青少年であることを知らずにその役務を提供してしまい、第1項の義務を果たせないことを防ぐため、かかる場合に保護者にその旨を申し出る義務を課したものである。

なお、青少年自身が契約を締結しようとする場合については、契約者が青少年であるかは直接確認可能であることから、本項の適用対象とはなっていない。

青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律施行令

附 則

(青少年有害情報フィルタリングサービスを利用しない旨の申出をしている者に関する経過措置)

第二条 法の施行の際現に携帯電話インターネット接続役務提供事業者が携帯電話インターネット接続役務を提供している契約の相手方又は携帯電話端末若しくはPHS端末の利用者が青少年である場合における当該携帯電話インターネット接続役務の提供について、当該青少年の保護者が当該携帯電話インターネット接続役務提供事業者に対し青少年有害情報フィルタリングサービスに相当する役務を利用しない旨の申出を施行日前にしているときは、法第十七条第一項ただし書の規定による申出が行われたものとみなす。

施行令附則第 2 条の解説

法施行前に既に青少年の保護者が、携帯電話インターネット接続役務提供事業者に相当する者に対してフィルタリングサービスに相当する役務を不要とする旨の申出をしている場合については、法第17条ただし書に規定する、保護者による青少年有害情報フィルタリングサービスを利用しない旨の申出を行ったものとみなすことにより、その効力を法施行後も持続させ、施行前に保護者がフィルタリングサービスを不要とする申出を行った場合にまで、青少年有害情報フィルタリングサービスの利用を条件とする義務が及ばないようにするものである。

(インターネット接続役務提供事業者の義務)

第十八条 インターネット接続役務提供事業者は、インターネット接続役務の提供を受ける者から求められたときは、青少年有害情報フィルタリングソフトウェア又は青少年有害情報フィルタリングサービスを提供しなければならない。ただし、青少年による青少年有害情報の閲覧に及ぼす影響が軽微な場合として政令で定める場合は、この限りでない。

第 18 条の趣旨

本条は、インターネット接続役務提供事業者に対し、原則として、インターネット接続役務の提供を受ける者から求められたときは、青少年有害情報フィルタリングソフトウェア又は青少年有害情報フィルタリングサービスを提供する義務を課すものである。

第 18 条の解説

一 インターネット接続役務提供事業者に対しては、携帯電話インターネット接続役務提供事業者とは異なり、インターネット接続役務の提供を受ける者から求められた場合に、青少年有害情報フィルタリングソフトウェア又は青少年有害情報フィルタリングサービスの提供義務が課されている。

これは、青少年は携帯電話端末や PHS 端末を通じて青少年有害情報に触れることが特に多い現状にあること、パーソナルコンピュータ等を通じてインターネットに接続する場合については、青少年以外の世帯構成員も利用していることが想定され、また、パーソナルコンピュータ等ではフィルタリングソフトウェアなどが利用可能となっていることから、携帯電話インターネット接続役務と同様に規制を課すのは過度の規制となるおそれがあるためである。

二 「提供しなければならない」

ここでいう「提供」とは、インターネット接続役務提供事業者が青少年有害情報フィルタリングサービスや青少年有害情報フィルタリングソフトウェアを自ら提供・販売することに限られず、これらを提供・販売するサイトなどを紹介することも含む概念である。

インターネットに接続する機器やそのオペレーティングシステムなどの環境によっては、利用可能な青少年有害情報フィルタリングソフトウェア又は青少年有害情報フィルタリングサービスが存在していない場合も想定されるが、インターネット接続役務提供事業者は、一般的に利用可能な青少年有害情報フィルタリングソフトウェア又は青少年有害情報フィルタリングサービ

スを提供すれば、本条の義務を履行したものと解される。

三 「青少年による青少年有害情報の閲覧に及ぼす影響が軽微な場合として政令で定める場合」

過度の規制となることを防止するため、青少年による青少年有害情報の閲覧に及ぼす影響が軽微な場合として政令で定める場合は、青少年有害情報フィルタリングソフトウェア又は青少年有害情報フィルタリングサービスを提供しなくてもよいこととされている。

青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律施行令

(青少年による青少年有害情報の閲覧に及ぼす影響が軽微な場合)

第二条 法第十八条ただし書の政令で定める場合は、インターネット接続役務提供事業者がインターネット接続役務を提供する契約を締結している者の数が五万を超えない場合とする。

(インターネットと接続する機能を有する機器の製造事業者の義務)

第十九条 インターネットと接続する機能を有する機器であって青少年により使用されるもの(携帯電話端末及びPHS端末を除く。)を製造する事業者は、青少年有害情報フィルタリングソフトウェアを組み込むことその他の方法により青少年有害情報フィルタリングソフトウェア又は青少年有害情報フィルタリングサービスの利用を容易にする措置を講じた上で、当該機器を販売しなければならない。ただし、青少年による青少年有害情報の閲覧に及ぼす影響が軽微な場合として政令で定める場合は、この限りでない。

第 19 条の趣旨

本条は、影響が軽微な場合として政令で定める場合を除き、インターネットと接続する機能を有する機器の製造事業者に対し、当該機器を販売する際には、青少年有害情報フィルタリングソフトウェアをインストールすることなどの措置を講ずることとするものである。

第 19 条の解説

一 「インターネットと接続する機能を有する機器であって青少年により使用されるもの(携帯電話端末及びPHS端末を除く。)を製造する事業者」

パーソナルコンピュータやゲーム機、セットトップボックス、ネット対応テレビ、電子手帳等の無線LAN等を用いてインターネットと接続する機能を有するモバイル端末(携帯電話端末及びPHS端末を除く。)などを製造する事業者が該当すると考えられる。

二 「青少年有害情報フィルタリングソフトウェアを組み込むことその他の方法により青少年有害情報フィルタリングソフトウェア又は青少年有害情報フィルタリングサービスの利用を容易にする措置」

1 フィルタリングソフトウェアをインストールすることが容易な端末の製造事業者がとるべき方法としては、青少年有害情報フィルタリングソフトウェアをインストールすることが例示されている。

2 また、フィルタリングソフトウェアを組み込むことが難しい端末についても、プロキシサーバー設定機能を用いることによりフィルタリングサービスを受けたり、限られたサイト以外へのアクセスの際には保護者のパスワード入力を要求したりすることなどの措置を講ずることができることから、プロキシ設定に係るショートカットを活用しやすい場所に設置しておくなどの当該機能の活用を促す措置を講ずることにより、「その他の方法により…青少年有害情報フィルタリングサービスの利用を容易にする措置」を講じる義務を履行したものと解される。

3 なお、販売時に、部品やソフトウェアの組合せを消費者の選択に応じてカスタマイズして販売する方式をとる場合等において、契約書に確認欄を設けるなど明示的に消費者にフィルタリングの利用の意思を確認し、利用を希望する場合には青少年有害情報フィルタリングサービスを提供し、希望しない場合には提供しないといった選択肢を用意する場合も、「その他の方法により・・・青少年有害情報フィルタリングサービスの利用を容易にする措置」を講じる義務を履行したものと解される。

三 「青少年による青少年有害情報の閲覧に及ぼす影響が軽微な場合として政令で定める場合」

過度の規制となることを防止するため、青少年による青少年有害情報の閲覧に及ぼす影響が軽微な場合として政令で定める場合は、青少年有害情報フィルタリングソフトウェア又は青少年有害情報フィルタリングサービスを提供しなくてもよいこととされている。

青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律施行令

第三条 法第十九条ただし書の政令で定める場合は、同条に規定する機器にあらかじめブラウザが組み込まれていない場合、青少年による当該機器の使用が十八歳以上の者に目視により監視される蓋然性が高いと認められる場合として経済産業大臣が告示で定める場合、当該機器が専ら事業のために使用されると認められる場合又は経済産業大臣が告示で定める当該機器の種類ごとに、同一の事業者が製造した当該機器の当該年度の前年度における販売数量が一万台を超えない場合において、当該事業者が製造した当該機器を当該年度に販売するときとする。

施行令第3条の解説

一 「機器にあらかじめブラウザが組み込まれていない場合」

ルータや、OS等ソフトウェアのインストールがされていないパーソナルコンピュータ又は一部のネット家電など、インターネットに接続する機能を有しているものの、ブラウザが組み込まれておらず、当該機器のみではインターネット上の情報を利用者の選択に応じて閲覧することが不可能な場合を指す。具体的に該当する機器としては、以下のようなものが考えられる。

- 1) ルータやLANカード等の機器
- 2) 一部の家電や一部のカーナビ等、動作データや位置データの差分等の情報を取得するためだけにインターネットに接続する機器
- 3) OSもインストールされていないパーソナルコンピュータ

二 「青少年による当該機器の使用が十八歳以上の者に目視により監視される蓋然性が高いと認められる場合として経済産業大臣が告示で定める場合」

当該機器を使用する際に、十八歳以上のその青少年を監督する立場にいる者が同席し目視により監視している場合には、当該者が青少年に対し青少年有害情報にアクセスしないよう指導できることから、対象外と規定されている。

たとえば、カーナビについては、自動車を運転できる者は十八歳以上の者であること、青少年が自動車に乗車する際には、当然に運転者の監督責任の元に置かれていることから、一般的に青少年がカーナビを単独で使用する状況が想定されないため、この場合に該当すると想定されるものである。

具体的な場合については経済産業大臣が当該機器の使用態様等にかんがみて告示で定めることとしている。

三 「当該機器が専ら事業のために使用されると認められる場合」

法人等が事業のために調達するパーソナルコンピュータ等は、従業員が使用

することから、青少年が利用する可能性が極めて小さく、仮に青少年が操作・使用する場合であっても、青少年はアルバイトや従業員として企業の管理下に置かれているため、青少年有害情報にアクセスするような操作・使用が許容されないと考えられることから、事業のために使用される機器については、対象外と規定されている。

四 「経済産業大臣が告示で定める当該機器の種類ごとに、同一の事業者の当該機器の前年度における販売数量（自ら製造した当該機器の販売数量に限る。）が一万台を超えない場合」

個人などが特定のユーザーに対して反復して製造する自作パーソナルコンピュータや中小企業がニッチ・マニア向けに製造する機器、市場に出たばかりでフィルタリングを実施する技術・環境が未だ確立されていないような最新機器などが想定されるものである。

具体的な販売数量については、経済産業大臣が告示で定める機器の種類ごとに、製造事業者における前年度の販売台数を集計した台数が一万台を超えない場合と規定されている。

青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律施行令第三条の規定に基づき、青少年による当該機器の使用が十八歳以上の者に目視により監視される蓋然性が高いと認められる場合として経済産業大臣が定める件（平成二十一年経済産業省告示第三十二号）

青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律施行令（平成二十年政令第三百七十八号）第三条の規定により青少年による当該機器の使用が十八歳以上の者に目視により監視される蓋（がい）然性が高いと認められる場合として経済産業大臣が告示で定める場合は、当該機器が車載用経路誘導機である場合とする。

青少年による当該機器の使用が十八歳以上の者に目視により監視される蓋然性が高いと認められる場合を定める告示の解説

法第 19 条の義務の対象とならない場合を定めた施行令第 3 条においては、青少年による当該機器の使用が十八歳以上の者に目視により監視される蓋然性が高いと認められる場合について具体的には経済産業大臣が定める告示に委任している。本告示では、その場合として、法第 19 条に規定するインターネットに接続する機能を有する機器が、いわゆるカーナビゲーションシステムである場合を規定したものである。

青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律施行令第三条の規定に基づき、経済産業大臣が当該機器の種類を定める件（平成二十一年経済産業省告示第三十三号）

青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律施行令（平成二十年政令第三百七十八号）第三条の規定により経済産業大臣が告示で定める当該機器の種類は次のとおりとする。

- 一 パーソナルコンピュータ
- 二 データ収集装置
- 三 テレビ受像機
- 四 ビデオカメラ
- 五 ビデオディスクプレーヤ
- 六 テレビジョンチューナ（部品として他の機器に組み込まれるものを除く。）
- 七 カメラ
- 八 家庭用テレビゲーム

インターネットと接続する機能を有する機器の種類を定める告示の解説

法第19条の義務の対象とならない場合を定めた施行令第3条においては、当該機器の種類ごとに、同一の事業者の当該機器の前年度における販売数量（自ら製造した当該機器の販売数量に限る。）が一万台を超えない場合について、当該機器の種類を経済産業大臣が定める告示に委任している。本告示では、日本標準商品分類（平成2年6月改訂）を踏まえ、現時点（平成21年3月）でインターネットと接続する機能を有する機器の種類として、上記のとおり8種類を規定したものである。それぞれが示すものの例としては、以下のようなものが想定される。

- 一 パーソナルコンピュータ：
ノートパソコン、デスクトップパソコン、ネットブック
- 二 データ収集装置：
PDA（Personal Digital Assistant）
- 三 テレビ受像機：
インターネットテレビ
- 四 ビデオカメラ
- 五 ビデオディスクプレーヤ：
DVDプレーヤ、ハードディスクプレーヤ、ブルーレイディスクプレーヤ（録画機能を持つものを含む。）
- 六 テレビジョンチューナ（部品として他の機器に組み込まれるものを除く。）：

セットトップボックス

七 カメラ

八 家庭用テレビゲーム：

家庭用テレビゲーム、携帯型ゲーム

青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律施行令

附 則

(インターネットと接続する機能を有する機器の製造事業者の義務に関する経過措置)

第三条 施行日前に製造された法第十九条に規定する機器及び当該機器と同一の型式に属する機器であって施行日以後に製造されるものの販売については、施行日から起算して一年を経過する日までの間は、同条本文の規定は、適用しない。

施行令附則第 3 条の解説

電機製品の設計・製造・販売等の実態にかんがみると、施行令等の公布日から施行日までの約 4 ヶ月弱で、既に製造した若しくはしている型式の機器について義務を履行できるように開発・設計変更等の措置を講じた上で、義務を履行できない機器の在庫を全て処分し、施行日から義務を履行した機器のみを販売するのは、技術的・物理的に困難である。

このため、全ての機器について義務履行のための措置を講じるための準備期間として、既に製造が行われている型式に関しては、施行日後 1 年間の経過措置期間を設けるものである。

(青少年有害情報フィルタリングソフトウェア開発事業者等の努力義務)

第二十条 青少年有害情報フィルタリングソフトウェアを開発する事業者及び青少年有害情報フィルタリングサービスを提供する事業者は、青少年有害情報であって閲覧が制限されないものをできるだけ少なくするとともに、次に掲げる事項に配慮して青少年有害情報フィルタリングソフトウェアを開発し、又は青少年有害情報フィルタリングサービスを提供するよう努めなければならない。

一 閲覧の制限を行う情報を、青少年の発達段階及び利用者の選択に応じ、きめ細かく設定できるようにすること。

二 閲覧の制限を行う必要がない情報について閲覧の制限が行われることをできるだけ少なくすること。

2 前項に定めるもののほか、青少年有害情報フィルタリングソフトウェアを開発する事業者及び青少年有害情報フィルタリングサービスを提供する事業者は、その開発する青少年有害情報フィルタリングソフトウェア又はその提供する青少年有害情報フィルタリングサービスについて、その性能及び利便性の向上に努めなければならない。

第 20 条の趣旨

本条は、開発事業者等に対し、青少年有害情報フィルタリングソフトウェアの開発や青少年有害情報フィルタリングサービスの提供に当たっての一定の配慮事項を定めるとともに、その開発する青少年有害情報フィルタリングソフトウェア又はその提供する青少年有害情報フィルタリングサービスについて、その性能及び利便性の向上させる努力義務を課すものである。

第 20 条の解説

一 配慮事項（第 1 項）

1 「青少年有害情報であって閲覧が制限されないものをできるだけ少なくするとともに」(柱書)

この部分は、インターネット上に青少年の健全な成長を著しく阻害する青少年有害情報が多く流通し、それによる青少年の被害が絶えない現状にかんがみ、青少年がかかる情報の閲覧をする機会をできるだけ少なくすることが喫緊の課題であると考えられることから、開発事業者等に、青少年有害情報であって閲覧が制限されないものをできるだけ少なくするよう努力義務を課すものである。

2 「閲覧の制限を行う情報を、青少年の発達段階及び利用者の選択に応じ、きめ細かく設定できるようにすること。」(第 1 号)

ア この部分は、青少年が有害情報から守られるべき範囲や程度もその発

達段階に応じて様々であり、青少年が閲覧することができないようにする青少年有害情報の程度や範囲の判断は保護者に委ねるのが適当と考えられることから、かかる利用者側の需要に応じたフィルタリングの提供がなされることがフィルタリングの利用及び普及に必要と考えられるため、開発事業者等に上記配慮を求めたものである。

イ 「きめ細かく設定できる」とは、例えば、小学生向け、中学生向け、高校生向けなど年代ごとの目安を設けたり、閲覧できるサイトを利用者がホームページ単位で個別に設定できるような仕組みなどが考えられる。

3 「閲覧の制限を行う必要がない情報について閲覧の制限が行われることをできるだけ少なくすること。」(第2号)

この部分は、青少年についてもインターネットを利用した表現の自由は最大限に尊重されるべきとの観点から、青少年有害情報以外のものが閲覧制限されることのないよう、開発事業者等に上記配慮を求めたものである。

二 性能及び利便性を向上させる努力義務(第2項)

本項は、青少年有害情報フィルタリングソフトウェア及び青少年有害情報フィルタリングサービスの性能及び利便性の向上が、インターネットを利用した表現の自由を不当に制限することなく、青少年が青少年有害情報に触れることを防ぐために重要であると考えられることから、性能及び利便性を向上させる努力義務を事業者等に課すものである。

(青少年有害情報の発信が行われた場合における特定サーバー管理者の努力義務)

第二十一条 特定サーバー管理者は、その管理する特定サーバーを利用して他人により青少年有害情報の発信が行われたことを知ったとき又は自ら青少年有害情報の発信を行おうとするときは、当該青少年有害情報について、インターネットを利用して青少年による閲覧ができないようにするための措置(以下「青少年閲覧防止措置」という。)をとるよう努めなければならない。

第 21 条の趣旨

本条は、特定サーバー管理者に対し、その管理する特定サーバーを利用して他人により青少年有害情報の発信が行われたことを知ったとき及び自ら青少年有害情報の発信を行おうとするときに、当該青少年有害情報について、青少年閲覧防止措置をとる努力義務を課すものである。

第 21 条の解説

一 「その管理する特定サーバーを利用して他人により青少年有害情報の発信が行われたことを知ったとき又は自ら青少年有害情報の発信を行おうとするとき」

この部分は、特定サーバー管理者に青少年閲覧防止措置をとる努力義務が課される場合を規定するものである。

二 「インターネットを利用して青少年による閲覧ができないようにするための措置(以下「青少年閲覧防止措置」という。)」

「青少年閲覧防止措置」には、管理権限に基づいて公衆が閲覧できないようにする措置のみならず、青少年が閲覧できない会員サイトへの移行やフィルタリングソフトとの連動も含まれると解される。

三 「努めなければならない」

特定サーバー管理者にも企業から個人まで様々な者が含まれ、また青少年閲覧防止措置をとることが求められる場合も多様なケースがありうることから、本条は努力義務とされている。

(青少年有害情報についての国民からの連絡の受付体制の整備)

第二十二条 特定サーバー管理者は、その管理する特定サーバーを利用して発信が行われた青少年有害情報について、国民からの連絡を受け付けるための体制を整備するよう努めなければならない。

第 22 条の趣旨

本条は、特定サーバー管理者に対し、その管理する特定サーバーを利用して発信が行われた青少年有害情報について、国民からの連絡を受け付けるための体制を整備する努力義務を課すものである。

第 22 条の解説

- 一 特定サーバー管理者が自分自身で、その管理する特定サーバーを利用して他人により青少年有害情報の発信が行われるすべての場合について、これを発見することは必ずしも容易ではないことから、本条は、国民からの連絡を受け付けるための体制を整備する努力義務を課すことで、以て特定サーバー管理者が自己の管理する特定サーバーを利用した青少年有害情報の発信を察知し、青少年閲覧防止措置をとることを促進しようとするものである。
- 二 本条が努力義務とされている点については、前条と同じ趣旨と解される。

(青少年閲覧防止措置に関する記録の作成及び保存)

第二十三条 特定サーバー管理者は、青少年閲覧防止措置をとったときは、当該青少年閲覧防止措置に関する記録を作成し、これを保存するよう努めなければならない。

第 23 条の趣旨

本条は、特定サーバー管理者に対し、青少年閲覧防止措置をとった場合における、記録を作成し、及び保存する努力義務を定めるものである。

第 23 条の解説

- 一 本条は、特定サーバー管理者に対し、青少年閲覧防止措置の記録の作成・保存を義務づけるものである。
- 二 本条が努力義務とされている点については、前二条と同じ趣旨と解される。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則第 1 条の趣旨

本条は、本法の施行期日を定めるものである。

附則第 1 条の解説

インターネットにおいて、犯罪、自殺及びいじめ等の青少年の健全な成長を著しく阻害する青少年有害情報が多く流通している現状にかんがみれば、一刻も早い施行が望まれるが、本法が行政機関のみならず関係事業者など国民に対しても一定の責務及び義務を課するものであることから、関係者が所要の準備を行うために必要な準備期間を確保するため、本条は、本法の施行期日として、公布の日から起算して一年を超えない範囲とすることとし、具体的に日を定めることについては、政令に委任している。

青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律の施行期日を定める政令により、施行期日は平成 21 年 4 月 1 日と定められた。

(経過措置)

第二条 この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附則第2条の趣旨

本条は、本法の施行に関して必要な経過措置につき政令に委任するものである。本条に基づき、施行令附則第2条及び第3条において、経過措置が設けられている。